



平成 25 年 11 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社オルトプラス
代表者名 代表取締役 CEO 石井 武 (コード番号:3672 東証マザーズ)
問合せ先 取締役 CFO 兼 財務・経理部長

(TEL. 03-4577-6701)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年11月7日開催の取締役会において、平成25年12月20日開催予定の定時株主総会にて、「定款の一部変更の件」について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 子会社を含めた今後の事業内容の多様化及び今後の事業展開に備え、事業目的の一部追加を行うものであります(変更案第2条)。
- (2) 株主総会の円滑な運営を行うことを目的に、あらかじめ取締役会が定める取締役が株主総会の招集権者及び議長にあたるよう変更するとともに、株主総会における監査役の選任決議の定足数を緩和する旨の規定に変更するものであります(変更案第14条及び第32条)。
- (3) 今後の業容拡大に応じた機動的な業務執行や取締役会の運営の円滑化を目的として修正を行うものであります(変更案第23条)。
- (4) 上記の他、表現の変更及び明確化、字句の修正等を行うものであります。

2. 定款の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第2条(目的)	第2条(目的)
当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. <u>コンピュータ</u> ソフトウェア及び周辺機器の	1.ソフトウェア及び周辺機器等の企画、開発、
企画、開発、製造、販売	製造、販売 <u>、保守、賃貸及び輸出入</u>
2. <u>モバイル</u> コンテンツの企画、開発、販売	2. <u>各種</u> コンテンツの企画、開発、販売 <u>、配信</u>
	及び管理
3. 業務用遊技機器の企画、開発、製造、販売	3. 業務用遊技機器・キャラクター商品・玩具

現行定款

4. コンピュータ通信及び電話を使用した情報処理の企画、開発、販売、運営サービス

(新設)

- 5. 広告宣伝に関する企画、デザイン、制作及 び代理業
- 6. 企業価値向上に関するコンサルティング業
- 7. 音楽・映像ソフトの企画、制作、販売、配 給、配信
- 8. 出版及び電子出版に関する業務
- 9. 著作権・商標権等の無体財産権の取得、利用の開発、使用許諾、管理、譲渡

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

10. 子会社及び関係会社に対する経営管理及び経営指導

(新設)

11. 前各号に付帯関連する一切の業務

第2章 株式

第7条(単元株式数)

当社の単元株式数は、100株とする。

第3章 株主総会

第14条(招集権者及び議長)

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、代表取締役<u>社長</u>が招集し、その議長となる。ただし、代表取締役<u>社長</u>に事故があるときは、<u>出席株主のうちから選任された者が</u>議長となる。

変 更 案

等の企画、開発、製造、販売及び輸出入

- 4. 情報通信・情報処理及び情報提供サービスに関する業務
- 5. 電子商取引及び電子決済システムの企画、 開発、販売、賃貸、運用
- <u>6. マーケティングリサーチ及び広告宣伝に関する業務</u>

(削除)

(削除)

- 7. 出版及び電子出版に関する業務
- 8. 知的財産権(著作権・商標権等)の実施、 使用許諾、媒介、維持及び管理
- 9. 投資運用業等の金融商品取引業
- 10. 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
- 11. 不動産の売買、賃貸、仲介、管理等に関 する不動産業
- <u>12. 古物品の売買、販売代行、仲介及び輸出</u> 入
- 13. 飲食店等の店舗の経営
- <u>14</u>. 子会社及び関係会社に対する経営管理及 び経営指導
- 15. 前各号に関する業務のコンサルティング、受託及び代理
- 16. 前各号に付帯関連する一切の業務

第2章 株式

第7条(単元株式数)

当会社の単元株式数は、100株とする。

第3章 株主総会

第14条(招集権者及び議長)

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、代表取締役が招集し、その議長となる。ただし、代表取締役に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、</u>議長となる。

現行定款

第15条(決議の方法)

- 1. 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段 の定めある場合を除き、出席した議決権を行使 う。
- 2. (省略)

第4章 取締役及び取締役会

第23条(代表取締役の設置)

- 1. 代表取締役1名とし、取締役会の決議によ って選定する。
- 2. 代表取締役を社長とし、会社の業務を執行 する。

第5章 監査役及び監査役会

第31条(員数)

- 1. (省略)
- 2. 当社は監査役会を置く。
- 3. 当社の監査役は、4名以内とする。

第32条(選任方法)

- 1. (省略)
- 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使するこ とができる株主の議決権の過半数を有する株 主が出席し、その議決権の過半数をもって行 う。

第35条(監査役会の招集通知)

- 1. (省略)
- 2. 監査役全員の同意があるときは、招集手続 を経ないで監査役会を開くことができる。

変 更 案

第15条(決議の方法)

- 1. 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段 の定めがある場合を除き、出席した議決権を行 することができる株主の議決権の過半数で行│使することができる株主の議決権の過半数をも って行う。
 - 2. (現行どおり)

第4章 取締役及び取締役会

第23条(代表取締役の設置)

取締役会は、その決議によって代表取締役を選 定する。

(削除)

第5章 監査役及び監査役会

第31条(員数)

- 1. (現行どおり)
- 2. 当会社は、監査役会を置く。
- 3. 当会社の監査役は、4名以内とする。

第32条(選任方法)

- 1. (現行どおり)
- 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使するこ とができる株主の議決権の3分の1以上を有す る株主が出席し、その議決権の過半数をもって 行う。

第35条(監査役会の招集通知)

- 1. (現行どおり)
- 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手 続を経ないで監査役会を開催することができ る。

3. 定款変更の日程

(1) 定時株主総会開催日 : 平成 25 年 12 月 20 日 (金曜日) (2) 定款変更の効力発生日 : 平成25年12月20日(金曜日)

<ご参考>

当社は、本日公表の「株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ」に記載したとおり、平成25年12月15日(日曜日)をもって、当社定款第5条を変更し、株式分割の割合に応じて発行可能株式総数を、12,000,000株から24,000,000株に増加する旨の決議をいたしております。

以上